

原議保存期間	5年(平成36年3月31日)
有効期間	一種(平成36年3月31日)

警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長  
警察大学校組織犯罪対策教養部長

警察庁丁薬銃発第348号  
平成30年11月30日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
薬物銃器対策課長

#### 危険ドラッグ対策の推進について（通達）

危険ドラッグについては、危険ドラッグ事犯の検挙件数等が平成28年以降減少を続けているほか、街頭店舗での販売が見られなくなり、危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数も大幅に減少するなど、関係機関と連携した取組に一定の効果が上がっている一方、第五次薬物乱用防止五か年戦略においても、「危険ドラッグのような未規制物質も依然として発見・押収されている」、「インターネットを通じた密売等密売ルートの巧妙化や潜在化が進んでおり、引き続き十分な警戒が必要である。」と指摘されているとおり、危険ドラッグに係る情勢は、未だ予断を許さない状況にある。

このような情勢を踏まえ、都道府県警察においては、危険ドラッグの乱用根絶に向けて、第五次薬物乱用防止五か年戦略に掲げられた施策を着実に実施するとともに、危険ドラッグ事犯の特質に照らし、特に下記事項に留意して引き続き対策を推進されたい。

なお、「非合法ドラッグ・脱法ドラッグ対策の推進について」（平成24年3月30日付け警察庁丁薬銃発第112号、丁少発第41号、丁生経発第185号）は、廃止する。

また、本件については警察庁生活安全局少年課、生活経済対策管理官と協議済みである。

#### 記

##### 1 取締りの徹底

関係部門と緊密に連携し、各種法令を駆使した取締りを徹底して、供給の遮断及び需要の根絶に努めること。

##### 2 関係機関との情報共有

取締りや情報収集を通じて、危険ドラッグの流通、乱用実態を把握するとともに、押収した危険ドラッグに関する情報等を関係機関と共有すること。

##### 3 効果的な広報啓発活動の推進

危険ドラッグについては、形状や包装、成分等が一樣ではなく、規制薬物等を含まないことを標ぼうして実際にはそれらを含含有するものなどがあり、危険性・有害性が極めて高いものが存在することから、引き続き、関係機関と連携した広報啓発活動を推進すること。